新潟県 教育月報 11月号

第915号
令和８年11月２日発行
編集人、発行人
新潟県教育委員会

＜今月号の記事＞

		対象校種
１：「確かな学力の向上」を図るために	Ｐ１−５	全種
２：架け橋期の教育の充実を目指して	Ｐ６−７	全種
３：令和８年度末・９年度初人事異動について	Ｐ８−12	全種
４：県立図書館の「読書バリアフリー」の取組と学校での利用方法	Ｐ13−14	全種
５：インフォメーション	Ｐ15−16	全種

「確かな学力の向上」を図るために

義務教育課

はじめに

４月に実施された全国学力・学習状況調査の結果から、本県の児童生徒の学びの成果が確認されるとともに、今後さらなる充実を図る上での課題も明らかになりました。調査結果の概要とともに、学力向上に向けた県の取組の方向性についてお示しします。

調査結果の概要

１　教科調査について

各教科の正答率は下の**表１**のとおりで、すべての教科で全国平均を下回りました。

表１　公立小・中学校の平均正答率(%)及びIRT※スコア

Ｒ８	小学校		中学校		
	国語	算数	国語	数学	英語
新潟県	58	55	62	54	481
全国	60.9	56.4	63.9	57.0	499

※中学校英語は平均IRTスコアを掲載

※IRTとは、テスト理論の一つであり、異なる問題から構成される試験・調査の結果を同じ尺度で比較するもの

以下、県の数値については全国平均に比べて望ましい方向に１ポイント以上の差があるものに○、懸念される方向に１ポイント以上の差があるものに▼を付しています。

(1) 小学校・国語について

漢字を書くことに課題

表２から、日常的に使用する漢字の定着が不十分であることが伺えます。また情報どうしを関連付けて理解することについても課題が明らかになりました。

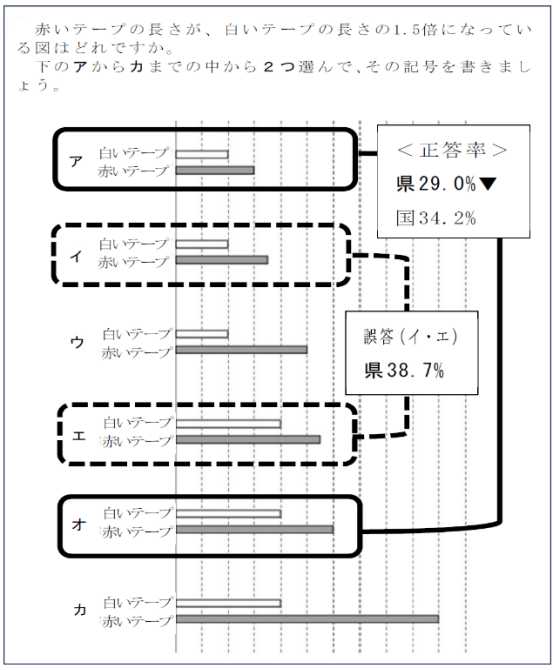
表２　小学校・国語の漢字を書き表す問題と正答率(%)

問　題	正答率
文章の一部「ふしぎ」を、漢字を使って書き直す	県37.2▼ 国45.2
文章の一部「みじか - い」を、漢字を使って書き直す	県76.7▼ 国80.0

(2) 小学校・算数について

基本的な概念の理解に課題

図１のように、「1.5倍」を「1.5だけ多い」と捉え違えるなど、知識・技能について課題が明らかになりました。



【図１　算数問題2（４）】

⑶ 中学校・国語について

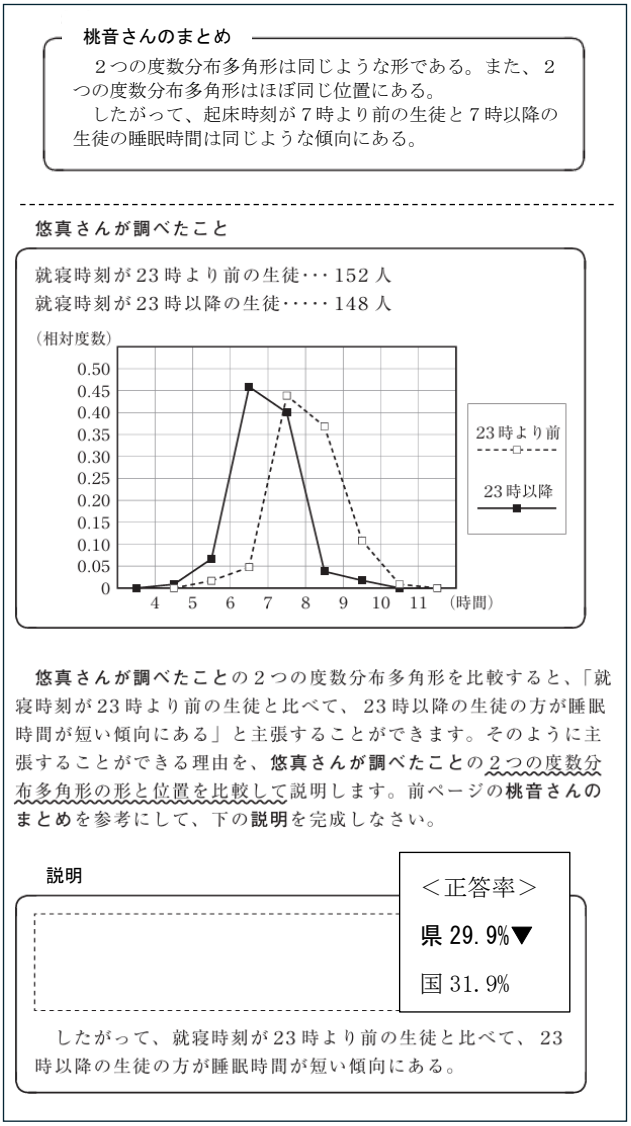
自分の考えを記述する力に課題

記述式問題において正答率が低く、無解答率も高いです。具体的には、基本的な言葉の意味理解、複数の情報を整理・要約して関係を捉える問題や、自分の考えを記述する問題について課題が明らかになりました。

⑷ 中学校・数学について

適切な説明を書く力が不足

図２の、主張の理由を二つの度数分布多角形の形や位置を比較して説明する問題において、形の違いについては説明できているものの、位置の違いについて適切に表現できていない状況が見られました。



【図２　数学問題９(３)の一部】

⑸ 中学校・英語について

「話すこと」に課題

表３から、「話すこと」において、情報を伝えることに比べ、自分の考えや理由を整理して相手に伝えることについての課題が明らかになりました。また、全国と比較して無解答率が高く、特に相手への依頼や社会的な話題について考えと理由を述べる場面で、発話に至らない生徒が多くいました。

表３　中学校・英語の正答率が低い問題と正答率(%)

問　題	正答率
学校生活をよりよくする方法に関して聞いたことについて、考えとその理由を話す	県 17.7▼ 国 23.0
自分のまちを訪れるのにおすすめの季節を１つ取り上げ、その理由を話す	県 18.7▼ 国 21.7

２　児童生徒質問調査について

⑴ 生活習慣について

スクリーンタイムが短いほど正答率は高い

朝食を毎日食べる習慣は全国平均を大きく上回っており、一日の活動や学習の基盤となる生活習慣が家庭において良好に形成されています。

スクリーンタイムについて、小学生の約３分の２、中学生の８割が毎日２時間以上、半数以上が３時間以上を費やしています。**表４**にあるように、「２時間未満またはスマートフォン等を持っていない」という児童生徒の平均正答率はすべての教科で、全国平均を上回ります。

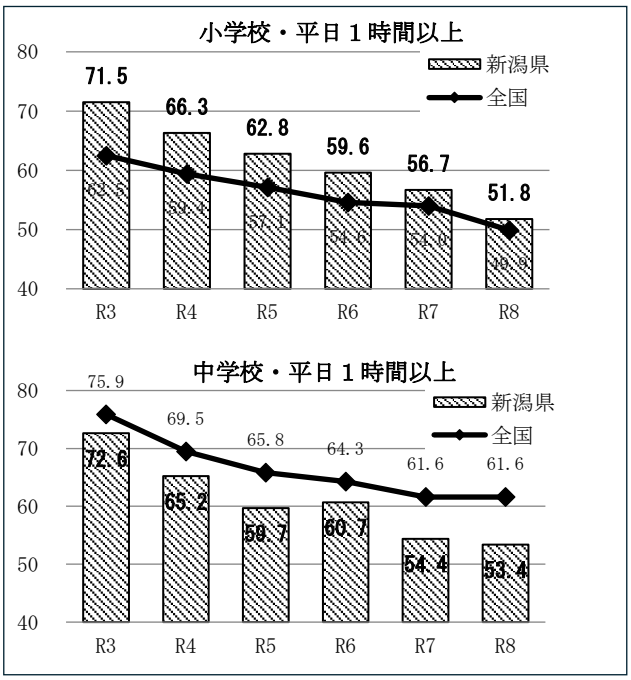
表４　平日１のスクリーンタイムの時間と平均正答率(%)

	２時間未満／持っていない	２時間以上
小・国（全国60.9）	62.3○	55.9▼
小・算（全国56.4）	59.4○	52.4▼
中・国（全国63.0）	68.7○	61.6▼
中・数（全国57.0）	64.1○	52.9▼

⑵ 学習習慣、学び方について

１時間以上の家庭学習を行う生徒が少ない。

家庭学習を１時間以上行っている中学校生徒の割合が全国に比べて低い状況です。経年変化では、**図３**にあるとおり、小学校と中学校いずれも減少傾向が見られます。



【図３　平日の授業時間以外の学習時間の経年変化(%)】

(3) 授業の受け方、学級の雰囲気について

学校は児童生徒にとって安全な場所

表５より、児童生徒の学級における心理的安全性と、協働的な学びの実践度の高さがうかがえます。また、話し合い活動が単なる形式的な作業に終わらず、他者の視点を取り入れて自分の考えをアップデートさせる「質の高い対話」として機能していることを示しています。

表５　学級の雰囲気についての回答(%)

質　問	小学校	中学校
学級では、人と違う意見を言っても**否定されない**と思う	**県** 73.7〇 国 69.6	**県** 72.3〇 国 67.5
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、**考えを深めたり、新たな考え方に気付いたり**することができている	**県** 88.6〇 国 85.7	**県** 89.4〇 国 87.0

(4) ＩＣＴの活用について

授業内での端末活用はすでに日常化

表６より、教員・児童生徒ともにICT機器を授業のツールとして当たり前に使いこなす土壌ができていることが分かります。

表６　ICTの活用についての回答(%)

質　問	小学校	中学校
前年度までに受けた**授業で**、PC・タブレットなどのICT機器を、**ほぼ毎日**使用した	**県** 48.7〇 国 43.0	**県** 62.1〇 国 55.1
ICT機器で**文章を作成**する（文字、コメントを書くなど）ことができる	**県** 79.9 国 79.1	**県** 85.8〇 国 84.8

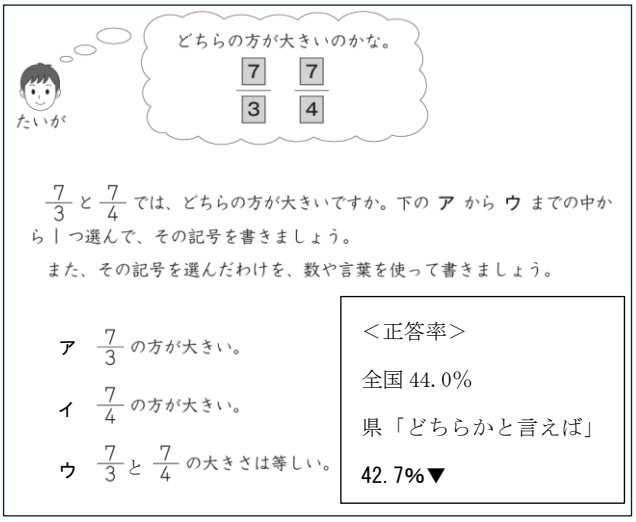
(5) 各教科への意識について

授業はよく分かる。しかし正答率は低い。

「教科の勉強は得意・好き」「授業が分かる」については全国と同程度です。また、**表７**より、算数（数学）の授業で考え方を説明する活動を行っていたと答える割合が全国を上回っています。しかし、そのうちで「どちらかと言えば」と回答した児童生徒の、**図４**のような説明する問題の正答率は全国を下回っています。

表７　算数の授業で説明する活動についての回答(%)

質　問	小学校	中学校
どのように考えたのかについて**説明する活動**をよく行っていた	**県** 64.7〇 国 63.0	**県** 62.6〇 国 60.4



【図４　算数問題３（３）の一部】

表８より、日常的に英語に触れる・使う機会が全国平均を大きく下回っていることが伺えます。また、家庭で１人１台端末を使って「英語の音を聞く」「話す練習をする」といった音声トレーニングの宿題提示や活用頻度は、全国平均を下回っています。

表８　英語についての回答(%)

質　問	小学校	中学校
授業以外で日常的に英語を使う機会が十分にあった	**県 38.7▼** 国 46.2	**県 30.8▼** 国 36.6
宿題として、ICT 機器を利用して英語の音声を聞いたり英語を話したりする練習を**週１回以上**している	**県 25.9▼** 国 29.7	**県 20.9▼** 国 24.5

３　学校質問調査について

表９より、１人１台端末の家庭持ち帰り率の高さが見えます。家庭で毎日端末を利用できる環境づくりが進んでいることが分かります。

表９　端末持ち帰りについての回答(%)

質　問	小学校	中学校
一人一人に配備された PC・タブレットなどの端末を、**毎日家庭で利用できる**ようにしている	**県 66.0○** 国 43.2	**県 82.1○** 国 53.2

また、小・中学校共に、他者と協働する学習の工夫として、他者との情報交換や話し合い活動を意図的に取り入れている学校の割合は、全国を上回っています。

一方、調査結果の活用状況ですが、**表 10** にあるように、全国に比べて低くなっています。結果を一過性の数値として引き出しにしまい込んでいることが懸念されます。

表 10　調査の活用についての回答(%)

質　問	小学校	中学校
昨年度調査の結果について、学校全体で教育活動を改善するために活用を**よく行った**	**県 29.2▼** 国 39.3	**県 23.5▼** 国 29.8

また、特に中学校において教員間の授業・学級に関する対話頻度の低さが伺えます。

表 11　授業に関する対話頻度についての回答(%)

質　問	小学校	中学校
教員が授業で問題を抱えている場合、率先して話し合うことを**月に数度以上**行う	**県 78.8** 国 79.5	**県 58.7▼** 国 65.2

教科結果と意識が「ねじれている」ことの考察
～「授業は分かる」のに教科の正答率が低い理由は？～

「教科は好き」「授業は分かる」しかし正答率は全国平均を下回る「ねじれ」が起きています。この理由を次のように分析しています。

①　「授業での協働」が「家庭での個の学習」につながっていない。

授業内では、友達と協力して課題を解決することに意欲的であるにもかかわらず、家庭学習時間が１時間以上の児童生徒の割合は減少しています。授業で高まった「学びの熱量」や「対話で得た気付き」を、家庭で一人でじっくりと復習し、自分の学びとして定着させる、家庭などの授業外でも自ら学び続ける力が不足していると思われます。

②　「話し合いの楽しさ」が「論理的なアウトプット」に結び付いていない。

授業での話し合い活動を通じて「自分の考えを深めている」と実感している一方で、「記述式問題の無解答率の高さ」や「論理的な説明・記述力の弱さ」等に課題が見られます。これは、授業中の口頭での話し合いの楽しさや安心感に満足してしまい、それを「自らの言葉で論理的に書き表す」という、もう一歩踏み込んだ個人の思考・表現活動にまで昇華しきれていない可能性を示唆しています。

県の取組の方向性
（学校とともに取り組む、４つの改革軸）

10 月に行った緊急の全県校長会において、日々の学習指導の充実や学習状況・生活習慣の改善に向けて、県と各学校が共に歩みを進める取組の柱として、以下をお伝えしました。

１　授業観の転換

児童生徒が「楽しい」と感じるだけでなく、確かな学力を身に付ける「楽しくて力を付ける授業」への転換を進めます。対話を通して考えを広げるだけでなく、一人一人が思考を深め、論理的に表現するところまで行うことを大切にします。

２　家庭などの授業外でも自ら学び続ける力の育成

授業での学びを個人の学びへとつなげ、確かな学力として育みます。県では、10 月にオンライン家庭学習セミナーを２回開催するなど、家庭学習の充実に向けた取組を進めています。今後も学校

や家庭と連携し、学びを支える環境づくりに取り組みます。

３　意欲や能力をさらに伸ばすための仕組みづくり

学習を苦手とする児童生徒への支援だけでなく、学ぶことに意欲的な児童生徒が、より高度な課題に取り組み、その能力を一層伸ばせる環境づくりも重要です。個に応じた課題や学習機会を充実させ、一人一人の可能性を最大限に引き出します。

４　ＰＤＣＡによる授業改善

データを活用し、計画・実行・検証・改善のサイクルを着実に推進します。まずは今年度の分析結果を授業に反映し、その成果を検証しながら、県と各学校が一体となり授業改善をさらに進めます。

おわりに

学力の向上は、単に正答率を高めることではなく、児童生徒が自ら問い、考え、学び続ける力を育むことにあります。本県には、互いに認め合いながら学ぶ学級風土があります。また、１人１台端末を家庭でも活用できる環境が他県に比べて整っています。これらを生かし、授業と家庭学習をつなぎ、対話を思考と表現へと高めていく取組を着実に進めてまいります。

［お問い合わせ］義務教育課指導第１係
電話　025-280-5604

架け橋期の教育の充実を目指して

義務教育課

はじめに

園と小学校が連携し、こどもの学びや育ちをつなぐ「架け橋期の教育」の重要性は、広く認知されるようになってきました。県内でも園と小学校の連携・接続が着実に進んできています。

令和７年度に実施した「幼保小の架け橋プログラム進捗状況調査」では、架け橋期のカリキュラムを作成した県内の小学校・園の割合は大きく増加しました。架け橋期のカリキュラムの作成や共有は広がってきていると言えます。

【架け橋期のカリキュラムを作成した小学校・園の割合】

小学校　73.8%（+21.5ポイント）

園　59.3%（+20.1ポイント）

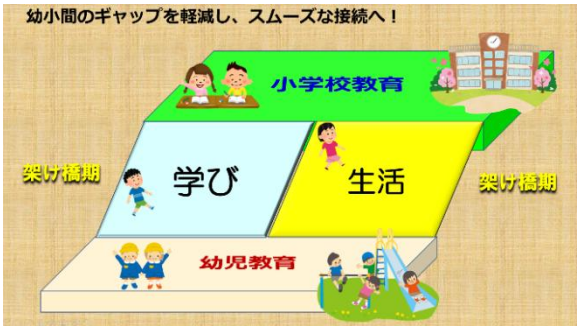
※（　）内は、R6調査比

しかし、幼保小の先生方がこどもへの関わり方や指導方法の変化を実感するまでには至っていないという結果もあり、架け橋期のカリキュラムは作成したものの、それに基づく実践までは十分に進んでいないことが伺えます。今後は、こどもの学びや育ちの連続性を踏まえた保育・教育を実践することが求められています。

架け橋期のカリキュラムの実践に向けて

１　幼児教育と小学校教育を円滑に接続させるとは？

こどもたちは、小学校入学当初、２つの「段差」を感じていると言われています。１つは、「遊びが中心の園と授業が中心の小学校という学びの違いについての段差」、もう１つは、「多くの友達と関わるという生活面や、教室やグラウンド、トイレなどの施設・環境面での段差」です。今年度、計画訪問で伺った園からも、こうした段差に戸惑い、入学後の生活に不安を感じていた卒園児がいたという話も聞きました。このようなことから、「学び」と「生活」の両面から、幼児教育と小学校教育を接続していくことが重要です。



【幼児教育と小学校教育の円滑な接続イメージ】

今年度実施した地区別幼保小合同研修会では、幼児教育関係者、学校関係者、行政担当者等様々な立場の方で、「学び」や「生活」をつなげるための取組について、具体的な実践アイディアを出し合いました。



【令和８年度　幼保小合同研修会】

２　「学び」をつなげるアイディア

幼児教育と小学校教育の「学び」をつなげるとは、架け橋期において、小学校では幼児教育を踏まえた授業を行うこと、園では小学校教育を見通した保育をするということです。

（１）小学校における幼児教育を踏まえた授業

幼児教育を踏まえた授業としては、「こどもの思いや願いを学習の出発点にする」「遊びの要素を取り入れた授業構成をする」「幼児教育の支援方法（環境構成や教師の働きかけ）を授業に取り入れる」「園で使っていた教具を活用する」などが考えられます。そのように授業にすることで、こどもたちは幼児期での経験を生かし、自信をもって主体的に学びに向

かっていくことができます。

小学校国語科「おおきなかぶ」		
単元の導入で、「園で野菜を育てたことはある？」「どんな野菜を育てたの？」と問いかけ、園での栽培活動の経験を想起させる。	音読劇を活動の中心に位置付け、アドリブのせりふも取り入れながら、登場人物の思いや物語の続きに想像を広げられるようにする。	サークルタイムを取り入れ、友達と考えを伝え合ったり相談したりする活動を行う。
絵本の読み聞かせを日常的に行い、物語に親しむ経験を積み重ねる。（「はらぺこあおむし」「３びきのくま」など）	図画工作科と関連付け、お面づくりや衣装づくり、大きなかぶづくりなどの表現活動を取り入れる。	音楽科と関連付け、歌や楽器演奏を取り入れた劇遊びを行う。

【幼保小合同研修会で参会者が見出した実践のアイディア】
（小学校国語科「おおきなかぶ」）

（２）小学校教育を見通した保育

園における小学校教育を見通した保育とは、遊びや生活を通して、協同性や思考力、言葉による伝え合いの力を育むとともに、文字や数量への関心・感覚を養い、小学校での学びや生活につながる基盤をつくることです。小学校でこどもたちがどのような学びをしているのかを知り、育成を目指す資質・能力を踏まえながら、保育における環境構成や教師の援助の在り方を見つめ直していくことが大切です。

幼児教育「水遊び」		
赤・青・黄の色水を十分に用意し、様々な割合で混色を楽しめるようにするとともに、透明な容器やカップを準備する。	水のかさや温度、浮く・沈むといった性質に気付けるよう、容量の異なる容器や温度の異なる水、浮く物・沈む物などを準備する。	水面への光の反射や色の見え方に気付けるよう、カラーセロハンなどの素材を用意する。
しゃぼん液を準備し、様々な方法を試しながら遊ぶ活動を行う。また、保育者も一緒に楽しむ。	「○○したらどうなった？」「次はどんなことをしてみる？」などの問いかけを通して、気付きや思考を促す言葉掛けをする。	雨上がりの戸外遊びを取り入れ、水たまりや雨水の流れ、きれいな水と濁った水の違いなどに目を向けられるようにする。

【幼保小合同研修会で参会者が見出した実践のアイディア】
（幼児教育「水遊び」）

３　「生活」をつなげるアイディア

幼児期の生活環境と小学校での生活環境は異なる部分も多くあるのが現状です。施設やルールの違い、一緒に生活する集団の規模の違いなどに戸惑いを感じるこどもも多いという声が聞かれます。そのため、入学前から小学校での生活を具体的にイメージできるようにするとともに、教師や児童との関わりを通して学校生活への安心感や期待感を高めていくことが大切です。そのような戸惑いを軽減させていくために、幼保小の交流活動が大きな役割を果たしていきます。

幼保小の交流活動のアイディア		
小学校での給食を入学前に体験し、給食のメニューや配膳の流れ、学校の雰囲気に親しむ。	就学時健診などの機会を活用して学校探検を行い、教室や特別教室など学校の施設に親しむ。	夏季休業中に小学校１年生の教室を利用し、机や椅子の使用を体験したり、教室の雰囲気に触れたりする。
どんぐりや落ち葉などの自然素材を使ったおもちゃづくりを小学生と一緒に楽しみ、交流を深める。	学習発表会や児童会祭りなどの学校行事で交流し、入学後に共に学校生活を送る仲間との関わりを深める。	小学校の様子が分かる写真や動画を活用し、学校生活への期待や安心感を高める。（遠方で直接訪問しにくい場合）

【交流活動のアイディア】

おわりに

架け橋期の教育の充実のためには、幼児教育と小学校教育の互いの特徴を理解した上で、自分たちの保育・教育の更なる充実に向けて取組を進めることが重要です。そのためには、小学校の教員は幼児教育から、幼稚園等の教員・保育士は小学校教育から学ぶ姿勢をもつことが大切です。

互いに授業・保育を参観し、そこで得た気付きをもとに、自分たちの授業・保育にどうつなげていくかを考えていく協議会を行っている学校区も少しずつ増えてきました。そのような取組を年間の計画に位置付け、毎年度実施していくことで、架け橋期の教育の充実につながります。

新潟県幼保小架け橋センターでは、県内の幼保小の架け橋プログラムの推進を支援しています。今年度もこれまで、園や小学校、市町村等から多くの支援依頼をいただいています。基礎的な内容の講義から、架け橋期のカリキュラム作成の支援、保育や授業づくりに向けての助言等、御要望に応じてサポートをいたします。御相談がありましたら遠慮なくお問い合わせください。



新潟県
幼保小架け橋センター

〔お問い合わせ〕
義務教育課指導第２係　電話　025-280-5605
新潟県幼保小架け橋センター　電話　025-280-5220

令和８年度末・９年度初の人事異動について

義務教育課

はじめに

県内のすべてのこどもが等しく質の高い教育を受けるためには、教員免許状の種類や勤務年数、専門性等、均衡のとれた教職員の配置が必要です。しかし、市町村ごとの教職員の充足率には偏りがあり、適切な教職員の配置が困難な状況が続いています。

県教育委員会では、全県的な視野に立って、昨年度から新異動基準に基づいて人事異動を行っています。

勤務地区分

勤務地区分	自宅からの距離
Ａ地域	25 ㎞未満
Ｅ地域	25 ㎞以上、35 ㎞未満
Ｆ地域	35 ㎞以上

異動基準

(1) 全県枠採用教諭、魚沼枠採用教諭（令和７年度初までに採用された者）、佐渡枠採用教諭、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、事務職員

年齢区分	勤　務　地
採用後６年間	Ｅ地域又はＦ地域１回又は２回とします。
３か校目以後	①年度末年齢が44歳までにＥ地域又はＦ地域１回とします。 ②年度末年齢が45歳から60歳までに、もう一方の地域１回とします。

※表中の「１回」とは３年以上の勤務をいいます。（以下、同様）

※3か校目以降、同一市町村学校の勤務は連続2校まで、同一市町村勤務は連続10年までとします。令和８年度初以降の異動からカウントします。令和８年度以前の勤務年数はカウントしません。

(2) 魚沼枠採用教諭（令和８年度初以降に採用された者から）

６市町村を３つのエリアに分け、エリア別勤務地区分により勤務します。

北エリア：魚沼市、小千谷市
南エリア：南魚沼市、湯沢町
中エリア：十日町市、津南町

年齢区分	勤　務　地
採用後６年間	３エリア中、２エリアを１回ずつ異動します。
３か校目以後	※３か校目以降、同一エリアの学校勤務は連続２校までとし、同一エリアの勤務は連続10年までとします。

(3)「特別支援学校教諭採用」教諭

年齢区分	勤　務　地
採用後６年間	①原則、特別支援学校に配置します。 ②Ｅ地域又はＦ地域１回又は２回とします。
３か校目以後	①年度末年齢が 44 歳までに、Ｅ地域又はＦ地域１回に異動します。 ②年度末年齢が 45 歳から 60 歳までに、もう一方の地域に１回異動します。 ③60 歳までに小中学校の特別支援学級、通級指導教室等へ１回勤務します。

※3か校目以降、同一市町村学校の勤務は連続2校まで、同一市町村勤務は連続10年までとします。令和８年度初以降の異動からカウントします。令和８年度以前の勤務年数はカウントしません。

(4) 県立特別支援学校寄宿舎指導員及び実習助手の転配置

県内を上越・中越・下越（新潟市を含む）に分け、地区内での異動を原則とします。

また、採用も地区単位で採用となります。

⑸障害者手帳等の交付を受けている教職員の転配置

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている教職員は、原則、すべてA地域勤務とします。また、障害者手帳の交付を受けている令和８年度初採用からの魚沼枠採用教諭は原則自宅のあるエリア勤務とします。

勤務地区分決定上の留意点

⑴61歳以上の正規教職員

異動基準の対象とします。ただし、暫定再任用及び定年前再任用短時間勤務の教職員は対象外とします。また、校長、副校長、教頭が役職定年後、教諭として勤務する場合は原則Ａ地域勤務、総括事務主幹が事務主幹として勤務する場合も同様とします。

⑵「自宅」の精査

採用後６年間の勤務後にC地域又はD地域勤務が複数回ある場合は、自宅の精査により、勤務地区分を見直す場合があります。

主な特例措置

⑴自宅と勤務地に関する措置

①教員確保困難地域に自宅を有する者が、３か校目以降、継続して教員確保困難地域に勤務する場合

ア　「同一市町村学校の勤務は連続２校まで、同一市町村勤務は連続 10 年まで」の規定から除外します。

イ　Ａ地域を２回勤務することで、Ｅ地域に１回勤務したものとみなします。
（特認Ａ）

ウ　Ｅ地域を１回勤務することで、Ｆ地域に１回勤務したものとみなします。
（特認Ｅ）

②教員確保困難地域外に自宅を有する教職員の場合

ア　３か校目以降、教員確保困難地域に連続して勤務している間は、「同一市町村学校の勤務は連続２校まで、同一市町村勤務は連続 10 年まで」の規定から除外します。

イ　３か校目以降、教員確保困難地域内においてＡ地域を２回勤務することで、Ｅ地域に１回勤務したものとみなします。
（特認Ａ）

③佐渡市外又は粟島浦村外に自宅を有する教職員の場合

ア　佐渡市外に自宅を有する者が、採用後６年間を含め、佐渡市内に１回でも勤務した場合、３か校目以降、Ｅ地域に１回勤務すれば、その後はＡ地域勤務とします。

イ　採用後６年間を含め、粟島浦村内に１回でも勤務した者は、その後は、原則として、Ａ地域勤務とします。

⑵Ⓕ勤務

中堅教諭等資質向上研修修了者、事務職員は主任以上かつ全勤 13 年以上の者、栄養教諭と学校栄養職員は全勤 13 年以上の者が、Ｆ地域のうち教員確保困難地域勤務を１回経験した場合、３か校目以降のＥ地域勤務１回、Ｆ地域勤務１回のいずれも経験したものとみなします。

⑶キャリアアップ研修制度（通称㊫）

魚沼枠採用教諭（令和８年度初以降に採用された者から）、佐渡枠採用教諭が対象です。

採用後、３か校目以降、魚沼枠又は佐渡枠外の市町村において、「研究に注力している学校」「生徒指導に精力的に取り組んでいる学校」「働き方改革に先進的に取り組んでいる学校」等に勤務し、そこでの勤務経験を魚沼枠又は佐渡枠内に戻って大いに発揮し、枠内の一層の教育推進に寄与することが目的です。

⑷採用時、36歳以上の者の場合

２校目の異動から、一般異動とみなします。

⑸採用時、42歳以上の者の場合

２校目以降、60歳までにＦ地域に１回勤務することとします。

⑹その他の措置

①旧Ｃ地域、旧Ｄ地域勤務経験は、距離によらず、Ｆ地域勤務を経験したものとして扱います。

②旧Ｂ地域勤務経験は、距離によらず、Ｅ地域勤務を経験したものとして扱います。

③旧特Ｃ地域、旧特Ｄ地域勤務経験は、距離によらずＥ地域勤務、Ｆ地域勤務の両方を経験したものとして扱います。

④３か校目以降「旧Ｃ地域勤務２回」「旧Ｂ地域勤務１回及び旧Ｃ地域勤務１回」「㊥勤務１回」「旧特Ｃ地域又は旧特Ｄ地域勤務１回」のいずれかを経験している場合は、今後、Ａ地域勤務とします。

⑤平成 28 年度末・29 年度初の異動基準で示さ

れた経過措置については、新基準においても継続して適用します。

⑥平成 28 年度末・29 年度初の異動基準で示された「３か校目以降、45 歳までに旧Ｃ地域勤務１回」を経験している場合は、60 歳までにＥ地域勤務を経験することとします。

異動方針達成の方策

(1) 計画的な転配置

教員は、原則として同一校に３年以上勤務するものとし、それ以後、県教育委員会が、異動が適当と認める者については、「異動基準」により計画的に転配置します。

勤務３年目以後、同一校に３年又は４年勤務した者は、異動希望の有無等を勘案して転配置します。また、５年勤務した者は、原則として転配置します。

(2) 校種間の人事交流の促進

①免許状所有者の積極的な転配置

小・中学校間及び小・中学校と特別支援学校間において、異校種の当該免許状を所有している者を、一般異動として異校種に積極的に転配置します。

②小・中学校と特別支援学校間の交流

小・中学校と特別支援学校間で、３年間を原則として、異校種に勤務する経験をすることにより、特別支援教育のリーダー育成に資することを目指します（㊫登録）。３年間の勤務後は、元の校種に戻します。

(3) 通級指導教室担当者の育成

小・中学校及び特別支援学校に在籍し、言語障害・難聴通級指導教室に継続的に携わる意欲のある者を、言語障害・難聴通級指導教室の担当者が在籍する学校に１年間配置し、ＯＪＴ方式で育成します（㊫登録）。育成期間終了後は、指導を受けた学校を含む当該市町村の言語障害・難聴通級指導教室のある学校に３年以上勤務するものとします。

(4) 公募制による教職員人事

市町村教育委員会及び県立学校で取り組んでいる特色ある教育活動等を推進するため、自らの専門性やこれまでの経験を生かし、中心となって取り組む意欲ある適任者を、新潟市を含む全県から広く募集し配置します。また、県の教職員が、新潟市教育委員会の公募に応募できるものとします。

(5) 複数校種の免許状保持者を、積極的に異校種へ転配置

小・中学校間及び小・中学校と特別支援学校間において、異校種の当該免許状を所有している教員を一般異動として、積極的に異校種に転配置します。なお、令和４年度初～令和７年度初に「中・高教諭」【中・高共通】で採用され、中学校に配置された教諭は、高等学校への異動希望を出すことができます。ただし、需給状況により、必ず異動できるとは限りません。

(6) 妊娠や育児に伴う教職員の働き方の選択肢

①妊娠中の教職員の異動については、一律に判断するのではなく、本人の意向、健康状態、家庭の状況等を考慮した上で決定します。

②育児休業を取得した場合は、これまで同様、現任校において２年間の実働期間があれば、１回の勤務とみなし、異動することができます。

留意事項

○定年引き上げに伴う役職定年

役職定年制により、校長、副校長、教頭は、60歳を迎えた次の年度から、校長として特例任用される場合を除き、教諭として勤務することとなります。また、管理監督職に準ずる職として、総括事務主幹は、60歳を迎えた次の年度から、事務主幹として勤務することとなります。このほかの教職員は、60歳を超えても定年まで同じ役職です。校長、副校長、教頭が役職定年を迎え、教諭として勤務する際は、原則異動とします。総括事務主幹が事務主幹として勤務する場合も同様です。

おわりに

県内のすべてのこどもが等しく質の高い教育を受けるため、これからも公正かつ厳正な人事異動を実施していきます。

令和８年度末・９年度初の人事異動について

高等学校教育課

「特色ある学校づくり」を進めるために
高等学校教育課

はじめに

各学校における「特色ある学校づくり」に向けた取組を推進するためには、学校の運営体制をより充実させるとともに、教職員一人一人の成長を図る必要があります。

そこで、高等学校教育課では、以下の人事異動方針・基準に沿って、計画的かつ適切な教職員配置を行い、教育活動の一層の充実を進めます。

人事異動方針

１　優秀な新人を採用し、清新の気風を導入します。
２　教職員の適材適所の人事配置に向け、全県的視野からの人事異動を促進します。

今年度の人事異動方針に変更はありません。以下に異動基準及び人事異動の方法等を示します。

異動基準

異動基準を、次の４点について具体的に定め、人事異動を促進します。

１　年齢、勤務年数、所有免許状、能力・適性等からみて、適材適所の配置に努めます。
２　異なる地域、課程及び学科間の異動を促進します。
３　新採用教員については、人材育成の観点から、学校規模、職員構成等を勘案した計画的な配置を行います。
４　高等学校と特別支援学校との人事交流については、所有免許状、適性等を考慮して行います。

人事異動の方法

本県高等学校等の所在地をもとに、全県を６地域に区分し、人事異動の方法を次のように定めています。

＜人事異動の方法＞

(1)　全県を６地域に区分し、３地域以上を　経験する。
※ただし、佐渡地域以外を生活根拠地とする者が、佐渡地域に３年以上勤務した場合、２地域の経験を以て３地域の経験とみなす。
(2)　６地域のうち、魚沼、上越、佐渡地域のいずれか１つ以上を経験する。
(3)　新採用後６年間については、次のように勤務する。
ア　新採用後１校目は２年間の勤務とし、その後２校目に異動する。
イ　新採用後２校目は４年間の勤務と　　し、その後３校目に異動する。
ウ　他県の教職経験者等は、上記ア　　の１校目を経験したものとみなし、１校目は４年間の勤務とし、その後２校目に異動する。
(4)　新採用後３校目以降の者※については、同一校同一課程（以下「現任校」と　いう。）に原則として３年以上勤務した者は異動の対象となる。
※平成16年度以前の採用者については２校目以降の者に適用される。
(5)　現任校に８年以上引き続き勤務する　者は、「特別の事情」の適用等がなければ確実に異動する。

なお、同一市町内で長期間勤務している者は他の市町にある学校に異動させるものとしています。

異動方法の特例は定めません。ただし、専門教科・科目等を担当する教諭、実習助手及び養護教諭については、配置できる学校数や１校あたりに配置できる人数等を考慮して、異動させます。

具体的推進方法

１　人事異動調査票について

各教職員が異動に関して、次年度へ向けた決意や目標、自分の考え等を具体的に記載できるようにしてあります。この記載内容は、適材適所の人事配置を行うための重要な資料として活用します。

２　地域について

教職員一人一人の力量を高めるためには、異なる地域や異なる課程・学科等を幅広く経験することが必要です。また、本県の教育水準の維持・向上と教育の機会均等を確保するためには、広域的人事交流によって、教職員の適正配置を図る必要があります。このことから、人事異動の方法に則り、積極的に人事異動を進めます。

なお、新採用からなるべく早い段階で、３地域以上の経験、並びに魚沼、上越、佐渡地域の経験ができるよう人事異動を進めます。

３　過員について

少子化に伴う学級減の傾向から、本年度末も、多くの教職員が過員対象となる見込みです。募集学級数の減少など、各校の状況を踏まえて、過員人数・過員教科を決定します。

定数上または教科上の過員は必ず異動させます。

４　本年度の人事異動の重点

(1)　平成 17 年度以降の採用者で＜人事異動の方法＞の(3)に該当する者は異動させます。

(2)　実習助手については、新採用以来現任校８年以上の者は異動させます。

(3)　＜人事異動の方法＞の(5)に該当する者は異動させます。

定年引上げについて

定年年齢の段階的な引き上げに伴い、今年度末 60 歳の教職員を対象に令和９年度の勤務の意思確認を実施しました。

定年引上げに伴う人事異動について、令和９年度に引き続き常勤職員として勤務する者は、定年年齢に達する年度の２年前および１年前は、原則、異動対象としません。

暫定再任用について

暫定再任用制度は、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、旧再任用制度と同様の仕組みで実施する暫定的な制度です。

今年度暫定再任用として任用されている教職員の任期の更新及び新規の希望に係る調査を実施しました。一般教職員の異動状況を勘案しながら、暫定再任用職員の適正配置を進めます。

その他

令和９年度も、教員の資質向上による本県高等学校教育の発展に資することを目的として、期間を原則３年間とし「新潟県知事事務部局への出向」「新潟市立高等学校等との人事交流」「県立高等学校教員の中学校への派遣」などを実施します。

また、令和９年度に開校予定の学校（国際フロンティア高等学校、県央特別支援学校）を異動先として追加しました。

おわりに

「新潟県立高等学校教職員人事異動方針及び基準」に基づき、適材適所の配置となるよう、厳正・公正かつ積極的な人事異動を行いますので、人事異動に関する一層のご理解をお願いします。

［お問い合わせ］
高等学校教育課　管理係
電話　025-280-5610

県立図書館の「読書バリアフリー」の取組と学校での利用方法

県立図書館

はじめに

県立図書館では、障害等により活字による読書に困難を感じている方が、自分に合った読書方法を見付けられるよう「読書バリアフリー」の取組を進めています。

本稿では、様々な読書の方法と学校での利用方法を御案内しますので、ぜひ御活用ください。

方法１　大きな字でよむ

弱視等により、小さい文字を読むのが苦手な児童・生徒におすすめの方法です。次のような資料があります。

１　大活字本

通常より大きな文字で印刷された本です。当館では「青い鳥文庫」など小中学生向けの作品のほか、東野圭吾、吉川英治など大人向けの作品の大活字本も所蔵しています。

２　電子書籍

当館の電子書籍サービスには、一般書や専門書を中心に約4,600タイトルがあり、受験や調べものに役立つ本も多くあります。タブレットやスマートフォンで気軽にアクセスでき、文字の大きさを簡単に変えることができます。



【当館の電子書籍広報キャラクター「デンデン」】

３　テキストデイジー

本の文章をテキストデータ化したものに、見出し情報などを付加した電子資料です。専用の再生ソフトで開くことで、文字を拡大して読み進めることができます。

当館では「サピエ図書館」※や「みなサーチ」※を通じてデータを提供しています。児童・生徒が個人で利用登録をすると、図書館を通さず自分で好きな本をダウンロードすることもできます。

※「サピエ図書館」や「みなサーチ」は、障害等により活字による読書が困難な人に、音声データなどで資料を提供する、インターネット上のサービスです。

方法２　音声で聴く

学習障害等により文字を目で見て理解することが苦手、視覚障害等で文字を見ることが難しい、身体障害等により読書の姿勢を維持することが難しい等の児童・生徒におすすめの方法です。次のような資料があります。

１　電子書籍

前述した電子書籍では、合成音声による音声読み上げ機能が使える本もあります。

２　音声デイジー（録音図書）

本を読み上げた音声データに、見出し情報などを付加した電子資料です。専用のソフトで開くことで再生できます。当館では、「サピエ図書館」や「みなサーチ」を通じてデータを提供しています。

方法３　その他の方法で読む

１　やさしい日本語「ＬＬブック」

ＬＬブックは、簡潔な文章や写真、ピクトグラム等を使用し、わかりやすい表現で書かれている本です。ＬＬは、スウェーデン語の「LättLäst」（やさしく読む）の略です。当館では約50タイトルを所蔵しています。

知的障害のある児童・生徒や、日本語を母語としない児童・生徒など、一般的な本では理解が難しい場合には、「ＬＬブック」をおすすめします。

２　さわって読む　点字つき絵本

文章に点字が併記されているほか、絵の部分もさわってわかるような凹凸の加工がされている絵本です。絵や文字が見えない・見えづらいと感じている児童・生徒だけでなく、見える児童・生徒も一緒に読むことができます。当館では約 30 タイトルを所蔵しています。

学校で利用するには

これらの資料は学校を通しての利用のほか、個人で利用することもできます。

１　県立学校・私立高等学校へのサービス

(1) 電子書籍

お試し用ＩＤとパスワードを各校に配布しています。また、学年全員、全校生徒と教職員分など、必要な数のＩＤを追加で発行することもできます。学校を通して探究学習や長期休暇中の学習等にもご利用いただけます。

(2) 紙の本等（デイジー等を除く）

学校単位で、本を 30 日間貸出できます。冊数制限はありません。趣味の読書や探究学習などにも活用され、１回の申込で１冊から 300 冊以上の貸出実績があります。事前登録は不要で、以下の方法で利用できます。

①県立図書館に来館

来館いただき、棚から選んだ本を窓口で貸出できます。

②お近くの市町村図書館・図書室へ配送（新潟市以外に所在する県立学校のみ）

資料を指定していただくと、お近くの図書館・図書室まで配送します。送料は無料です。貸出・返却はお近くの図書館・図書室の窓口でできます。

詳しくは当館ホームページ「県立学校へのサービス」（トップページ＞図書館の情報＞新潟県立図書館の情報＞県立学校へのサービス）に掲載しています。

２　市町村立学校等へのサービス（団体貸出）

学級・学年・学校等の単位で、以下の(1)(2)を合わせて 50 点まで、30 日間貸出できます。市町村立学校、私立学校が利用できるほか、放課後児童クラブ等の団体も利用できます。

児童書のほか、一般書、紙芝居、大型絵本も貸出が可能です。

利用には、事前の利用登録が必要です。

(1) 紙の本

①県立図書館に来館

来館いただき、棚から選んだ本を窓口で貸出できます。

②学校まで配送

資料を指定していただくと、学校まで配送します。送料は往復分を御負担いただきます。

(2) デイジー

一般的な紙の本では読書が難しい児童・生徒に提供する場合に限り、デイジーも利用できます。ＣＤ－ＲＯＭの形式で貸出します。

詳しくは当館ホームページ「団体貸出サービス」（トップページ＞利用する＞団体貸出）に掲載しています。

おわりに

当館では、より多くの児童・生徒が本の魅力に触れ、物語や新しい情報との出会いを通して多様な世界を体験できるよう、今後も読書バリアフリーの取組を続けていきます。

［お問い合わせ］
県立図書館
電話　025-284-6001
URL：https://www.pref-lib.niigata.niigata.jp/

インフォメーション

●県立近代美術館（長岡市）

コレクション展第３期



北野恒富《茶々》制作年不明

展示室１　作品の中のきもの
展示室２　祈りと叫び　宗教主題のドイツ表現主義版画を中心に
展示室３　近代美術館の名品

○会　　期　９月８日(火)～11月23日(月・祝)
○休　館　日　月曜日（11月23日は開館）
○開館時間　午前９時～午後５時
（観覧券の販売は午後４時30分まで）
○観　覧　料　一般430円(340円)
大学・高校生200円(160円)
※中学生以下無料
※(　)内は有料20名以上の団体料金。
※障害者手帳をお持ちの方は観覧料免除。

「美術鑑賞講座
日本美術でたどるファッションの歴史」
○日　　時　11月７日(土)午後２時～午後３時30分
○場　　所　当館講堂
聴講無料、事前申し込み不要

「親子ふれあいデー」
○中学生以下の子を同伴する保護者のコレクション展観覧料が無料になります。（企画展は対象外）
※11月の親子ふれあいデーは、11月14日(土)です

県立近代美術館
所在地　長岡市千秋３丁目278-14
TEL:0258-28-4111
URL: https://kinbi.pref.niigata.lg.jp/

●県立万代島美術館（新潟市）

【企画展】大どろぼうの家



有名な大どろぼうが引退を決意し、最後の盗みに出かけました。今こそチャンスです。留守になった大どろぼうの家にこっそり忍び込みましょう。家の中には、長年盗んできた豪華なお宝や偏愛コレクション、そして、なんと宇宙までが飾られているようです。本展は、８つの部屋をまわりながら、大どろぼうの秘密に迫る体験型の展覧会です。

○会　　期　９月19日(土)～12月20日(日)
○休　館　日　11月９日(月)、16日(月)、30日(月)
12月７日(月)、14日(月)
○開館時間　午前10時～午後６時
（観覧券の販売は午後５時30分まで）
○観　覧　料　当日券／一般1,600円(1,400円)
大学・高校生1,200円（1,000円）
※中学生以下無料
※(　)内は有料20名以上の団体料金。
※障害者手帳をお持ちの方は観覧料免除。

【どろぼう絵本の読み聞かせ会】
読み手：水島知子（フリーアナウンサー・絵本専門士）／三石佳那（BSNアナウンサー）
日時：11月８日（日）午前11時／午後２時
（各30分程度）
場

県立万代島美術館
所在地　新潟市中央区万代島５－１　朱鷺メッセ内
万代島ビル５階
TEL:025-290-6655
URL:https://banbi.pref.niigata.lg.jp/

●県立自然科学館（新潟市）

団体専用プログラムのご案内

県立自然科学館では、平日限定で団体のお客様向けに実演プログラムを実施することができます。理科授業や総合学習事業にお役立てください。

事前予約制となりますので、来館日の１か月前までにお申し込みをお願いします。

なお、プログラム内容についてはこちらをご覧ください。

※雨天時のみご来館予約の場合はご利用できません。



○入 館 料　大人580円
　　小・中学生100円
○プラネタリウム観覧料　大人210円
　　小・中学生100円
※校外学習等で団体予約をした場合は、入館料、観覧料ともに無料になる場合がありますので、詳しくはお電話にてお問合せください。
○休 館 日　毎週火曜日、11月４日(水)
　　年末年始(12月29日～１月３日)
○開館時間
（ 平 日 ）午前９時30分～午後４時30分
（土日祝日）午前９時30分～午後５時
　　※入館券の販売は閉館30分前まで

県立自然科学館では平日に限り、団体用プラネタリウムも用意しています。詳しくはこちらをご覧ください。

県立自然科学館
住所 新潟市中央区女池南３－１－１
TEL:025-283-3331(午前８時45分～午後５時45分)
URL:https://www.sciencemuseum.jp/

●11月は「新潟県教育月間」

『 NIIGATA スクールストーリー 』

エピソード募集中！！

11月「新潟県教育月間」の取組として、先生との思い出や学校での忘れられない出来事などを募集する『NIIGATAスクールストーリー』を実施しています。

特設サイトには、すでに多くのエピソードが掲載されていますので、ぜひご覧ください。

エピソードは、12月31日まで募集しています。
抽選で50名様に1,000円分の図書カードネットギフトが当たります。

～たとえば、こんな思い出を教えてください～
➤あの一言に救われた
➤思わず笑ってしまう思い出
➤今だからわかる先生の支え
➤忘れられない学校の思い出

◆特設サイト「NIIGATAスクールストーリー」
https://www.ohbsn.com/niigata-school-story/

発行所　新潟県教育庁総務課
所在地　〒950-8570
　　新潟市中央区新光町４番地１
電　話　025-280-5587
ＦＡＸ　025-256-8624
E-mail　ngt500010@pref.niigata.lg.jp
Web版URL：https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/
本紙に関する御意見がありましたら、お寄せください
＜無断転載を禁ず＞